

子どもの権利保障に関する施策の再評価と子どもの権利委員会からの意見

1. 子どもの権利保障に関する項目についての取組

(1) 【子どもの権利委員会からの意見】

・“日常運営やイベントの企画・運営、遊具や漫画購入時等に中高生の意見を活用しています。”とあるが、もっと詳細が書いてあってもよい。

①No. 11 中高生センターの運営（子ども若者課）	
“(2) 事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか”についての再評価	
当初評価	再評価
日常運営やイベントの企画・運営、遊具や漫画購入時等に中高生の意見を活用しています。	月に1度利用者会議をしており、中高生が意見を発言してもらう場を設けています(東池袋はアンケート方式)。日常運営や利用方法など、中高生が自らルールを定めたり、状況に合わせて変更をしています。また、イベントの企画・運営、遊具や漫画購入時等に中高生の意見を活用するほか、中高生が主体となってイベントを企画する、自主企画を実施しています。

(2) 【子どもの権利委員会からの意見】

・当初評価では消極的な印象を受ける。
 ・受益者にとってどれだけプラスになっているのか、保護者から意見を聞くことをここに位置付けることは可能か。

①No. 33 子育て訪問相談事業（子ども家庭支援センター）	
“(2) 事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか”についての再評価	
当初評価	再評価
委託事業者からご意見があった場合は、提供を受け活用しています。	子どもや保護者から事業の意見や感想をお聴きし、次年度以降の事業実施に反映しています。

(3) 【子どもの権利委員会からの意見】

- ・その事業が利用者にとって使いやすいものかどうか、使いやすくするための取り組みなどを評価できるとよい。
- ・そのために利用者の意見や思いがどのように取り入れて、どう具体的に活用していくか、また何かそこに課題を感じるかどうか評価できるとよい。

①No. 36 スクールカウンセラー事業 (指導課・教育センター)

1つの事業として、事業2課(指導課・教育センター)の評価を統一した。そのため、全面的に事業の再評価を実施した。

【当初評価】

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 日常的に、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者を対象にスクールカウンセラーが相談を受け付けています。(指導課) 支援の際は、スクールカウンセラーから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。(教育センター)</p> <p>(2) 一人一人の不安や悩みに対応しています。(指導課) 子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いを相談対応者が一緒に整理し課題解決のために活用しています。(教育センター)</p>	<p>(3) 各学校でスクールカウンセラーによる相談業務を周知しています。(指導課) 豊島区ホームページや幼稚園を通じて直接子どもや保護者へ周知をしています。(教育センター)</p> <p>(4) 毎年、小5・中3を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施しています。全校に向けスクールカウンセラーからお便りも適宜発行しています。(指導課) スクールカウンセラーの勤務日を幼稚園へ周知し、幼稚園から子どもや保護者へ連絡しています。(教育センター)</p>	<p>(5) 「担任に相談しにくい内容をカウンセラーに相談できてよかった。」との声がありました。(指導課) 相談者の不安や困りごとを相談対応者が一緒に整理できたことで解決方法を習得し、気持ちを切り替えられるようになっています。(教育センター)</p> <p>(6) 保護者から、子育ての悩みを相談できてよかったとの声があります。(指導課) 相談者の不安や困りごとが1つずつ解決していくことで、スクールカウンセラーと信頼関係ができ、継続相談へとつながっています。(教育センター)</p>

【再評価】

<p>(1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。</p> <p>(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。</p>	<p>(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。</p> <p>(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。</p>	<p>(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。</p> <p>(6) 事業に参加した子どもの周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか。</p>
<p>(1) 話を聴く際は、スクールカウンセラーから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明してから実施しています。</p> <p>(2) 小5・中1を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談の結果を学校で共有し、子どもたちの支援や指導に活かしています。</p>	<p>(3) 各学校でスクールカウンセラーによる相談業務を周知しています。</p> <p>(4) 毎年、小5・中1を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施しています。スクールカウンセラーからお便りも適宜発行しています。</p>	<p>(5) 相談者の不安や困りごとを相談対応者が一緒に整理できたことで解決方法を習得し、気持ちを切り替えられるようになっています。</p> <p>(6) 保護者から「子どもが気持ちを話せる場があり安心できる。」との意見がありました。</p>

②No. 37 スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育センター)

事業内容について詳細に修正した

当初内容

学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)

を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。

再修正

各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、毎週全小中学校 30 校を巡回し、児童・生徒に関する課題の早期発見・初期対応・予防に関する見立てやアドバイスをを行います。また、学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しては、その気持ちや意見、立場を尊重しつつ、アウトリーチ型の個別ケースワークをとおり、状況に応じた支援を進めます。さらに、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関との連携を図り、児童・生徒のおかれた環境をより良いものに整えて行きます。

“(2) 事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか” についての再評価

当初評価	再評価
子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いを SSW が一緒に整理し、学びの保障や福祉的課題解決のために活用しています。	SSW は子どもの気持ちに寄り添い、学校以外の場所で面談を行ったり、学校や保護者に向け、意見や希望を代弁することがあります。子どもの考えを SSW が一緒に整理し、学びの保障や福祉的課題解決のために活用しています。

③No. 40 児童相談所の設置・運営（児童相談課）

“(2) 事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか” についての再評価

当初評価	再評価
子どもの望む今後の生活等を尊重し、子どもの最善の利益を検討し、ケースワークを実施しています。	一時保護所で子ども会議を月 2 回開催し、子どもたちが意見を発信する場を設けています。意見は、一時保護所の運営や、子どもたちの生活ルールに反映させています。

④No. 44 子どもからの専用電話相談（子ども家庭支援センター）

“(2) 事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか” についての再評価

当初評価	再評価
話を聞き、適切な支援につなげていま	子どもの相談内容に応じて子どもの

す。	意向を確認しながら適切に支援しています。
----	----------------------

⑤No. 45 子ども家庭女性相談事業（子育て支援課）	
“（２）事業に子どもたちからの意見や思いをどのように活用しているか” についての再評価	
当初評価	再評価
子どもを連れての相談であればできる限り母親とは別に面接を行い、子ども目線の支援を優先しています。	親の行動に振り回されている子どもが多く、子の意見は後回しになる傾向が強い。子ども目線の支援を優先できるよう努めています。